

# 定 款

2023 年 3 月 1 日改正

株式会社 杉村倉庫

# 株式会社 杉村倉庫 定款

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 (商号) 当社は、株式会社杉村倉庫と称し、英文では Sugimura Warehouse Co., Ltd. とする。
- 第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
- (1) 倉庫業
  - (2) 港湾運送業
  - (3) 陸上貨物運送業
  - (4) 船舶碇繋場業
  - (5) 陸上、海上、航空運送の取扱業及び代理業
  - (6) 陸・海・空複合運送業並びにその取扱業及び代理業
  - (7) 通関業
  - (8) 損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
  - (9) 倉庫、土地、建物の売買、投資、利用、仲介及び賃貸業
  - (10) 輸送、荷役用機器の賃貸業
  - (11) 荷造包装業
  - (12) スポーツ施設の経営
  - (13) 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造、販売、包装、表示及び保管業
  - (14) 駐車場業
  - (15) 物流情報システムの企画、開発、販売及び運営管理業
  - (16) 発電及び売電に関する事業
  - (17) 前各号に付帯関連する一切の事業
- 第 3 条 (本店の所在地) 当社は、本店を大阪市に置く。
- 第 4 条 (公告の方法) 当社の公告は、電子広告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子広告によることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

- 第 5 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、29,835 千株とする。
- 第 6 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、100 株とする。
- 第 7 条 (単元未満株式の権利の制限) 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。
- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
  - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 第 8 条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。
- 第 9 条 (株式取扱規則) 当社の株式及び新株予約権に関する手続き、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株 主 総 会

- 第 10 条 (招集) 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。
- 第 11 条 (定時株主総会の基準日) 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
- 第 12 条 (招集権者及び議長) 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
- 第 13 条 (電子提供措置等) 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。  
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
- 第 14 条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。  
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。
- 第 15 条 (議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。  
但し、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
- 第 16 条 (議事録) 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。  
株主総会の議事録は、その原本を決議の日から 10 年間本店に備え置き、その謄本を 5 年間支店に備え置く。

### 第 4 章 取締役及び取締役会

- 第 17 条 (取締役会の設置) 当会社は取締役会を置く。
- 第 18 条 (取締役の員数) 当会社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は、9 名以内とする。  
2. 当会社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は、4 名以内とする。
- 第 19 条 (取締役の選任) 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。  
2. 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
3. 取締役の選任については、累積投票によらない。
- 第 20 条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  
2. 前項にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  
3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
- 第 21 条 (代表取締役及び役付取締役) 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって選定する。  
2. 取締役会は、その決議をもって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長 2 名以内、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

- 第 22 条 (取締役会の招集権者及び議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。  
2. 取締役会長に欠員又は差支えがあるときは取締役社長が、取締役会長、取締役社長共に欠員又は差支えがあるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。
- 第 23 条 (取締役会の決議の方法) 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数で行う。  
2. 前項にかかわらず、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
- 第 24 条 (取締役会の招集の通知) 取締役会の招集の通知は、各取締役に対し、会日より 5 日以前に発するものとする。  
但し、緊急の場合これを短縮することができる。  
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
- 第 25 条 (業務執行の決定の取締役への委任) 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
- 第 26 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。
- 第 27 条 (取締役の責任免除) 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。  
2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

- 第 28 条 (監査等委員会の設置) 当社は監査等委員会を置く。
- 第 29 条 (監査等委員会の決議の方法) 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 第 30 条 (監査等委員会の招集の通知) 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日より 5 日以前に発するものとする。  
但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。  
2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

## 第 6 章 会計監査人

- 第 31 条 (会計監査人の設置) 当社は会計監査人を置く。
- 第 32 条 (会計監査人の選任) 会計監査人は、株主総会の決議をもって選任する。
- 第 33 条 (会計監査人の任期) 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  
2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 34 条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

第 35 条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日まで1年とする。

第 36 条 (剰余金の配当等) 当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

第 37 条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。  
2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

第 38 条 (配当金の除斥期間) 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

### 附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 当社は、第153回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 第153回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条第2項の定めるところによる。